第10707号

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
（火曜日・金曜日）

高知県公報

令和7年1月28日（火曜日）

目　次

告　示　　ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）　1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（3件）（治山林道課）　1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（〃）　2
◎土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）　2
○公共測量の実施の通知（4件）（用地対策課）　3

告　示

高知県告示第57号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和7年1月28日

高知県知事　濵田　省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
北村産婦人科	香南市野市町西野551－3	令6・10・17
マック下末松調剤薬局	南国市下末松451番地1	〃　12・2

高知県告示第58号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年1月28日

高知県知事　濵田　省司

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高岡郡佐川町古畑イナイ3124の1から3124の3まで、3125から3127まで、字イナイ山1857の1から1857の3まで、1859、3113の1から3113の6まで、字カラ川口1971の1から1971の6まで、3220の1から3220の6まで、字キレタヲ1891の1、1891の4、1891の6から1891の12まで、1892の1から1892の3まで、1893、3136の1、3136の2、3137から3139まで、字クシダキ3106の1から3106の3まで、3107から3111まで、3112の1、3112の2、字シテカナロ1967、1968の1、1968の2、1969、1970、3208の1、3209の1、3210の1、3211、3214の1から3214の7まで、字シラクヅレ1976の1から1976の5まで、字シラザレ3081、3082、3087から3089まで、字シリダカ1918の1から1918の5まで、3179の1、3179の2、3180の1、3180の2、3181の1から3181の3まで、3182、3183、3184の1、3184の2、3185の1、3185の2、字タカノス1901の1から1901の4まで、1901の6、1901の7、1905（次の図に示す部分に限る。）、1906の1、1906の3、1906の4、3152、3153、3157、字トイノクチ3140、3141の1から3141の3まで、3141の5、3141の6、3142、3143、字ナベラ谷1931の1から1931の4まで、1931の6、1931の7、3200から3203まで、字ハリメギオコ1981の1、1981の3、1981の4、1982の2から1982の6まで、字マキノ谷1916の1、1917の1から1917の5まで、3177、3178、字マツ畝1980の1から1980の3まで、1980の5、1980の7、1980の10、3227、字モエモンガマ3130の1から3130の8まで、字ワカガヘナ1900の1、1900の2、1900の9、1900の18、3151、字ワンドヲ1856の1、1856の2、3091、3092、3095、3096、3098、3099、3101、3102、3104、字ヲゝスミ1983の1、1983の4、1983の5、1984の2から1984の5まで、1985の1、1985の5、3231の1、3231の2、3232の1から3232の4まで、字御用谷3192の1から3192の4まで、字御藏ヶ谷1923の1、1923の2、3198、字三本松1974の1、1974の2、3223の1から3223の3まで、字子ヂレキ1934の1、1934の2、3204の1、3204の2、3204の3、3205、3206、3207の1から3207の3まで、字十郎1907の1、1907の2、1908、3159、字上ハ岸3215から3217まで、字水ハ女1896の1、1896の2、1896の5、1896の6、1896の9、1896の10、1898の2、1899の1、1899の3から1899の8まで、字赤ツエ3169の1から3169の4まで、3170、3171、3172の1から3172の3まで、3173、3174の1、3174の2、3175の1から3175の3まで、字中ノ谷1919の1から1919の5まで、1921の1、1921の2、1922の1から1922の3まで、3187、3188の1から3188の3まで、字二本国3064の1から3064の3まで、3065の1、3065の2、3066の1、3066の2、3067の1から3067の3まで、3068、3069、3074、3075、3076の1、3076の2、3077の1、3077の2、3078、3079の1、3079の2、3080、字入道1894の1、1894の3から1894の6まで、1894の8から1894の10まで、3150、字墓ヶ谷1909の1、1915の1、1915の2、3176の1、3176の2、字六ツデ3160の1から3160の3まで、3161から3163まで、3165の1、3167の1から3167の4まで、3168の1から3168の3まで

2　保安林として指定された目的

水源のかん養

3　変更に係る指定施業要件

（1）　立木の伐採の方法

変更しない。

（2）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第59号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和7年1月28日

高知県知事　濵田　省司

1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高岡郡佐川町峯字アラ井バ2449から2455まで、2457の1から2457の3まで、字キレタヲ1779の1、1779の2、1780の1から1780の5まで、2406の1、2406の2、2407の1から2407の4まで、2408の1から2408の3まで、2410の1、2410の2、2412、2413、2415、2416、2418、2422、2424、2425、字クロヲ2483、2484、2485の1から2485の3まで、2486の1から2486の3まで、字コヌタ1790の1から1790の6まで、1791の1、1791の3、1791の4、1792の1、1792の3、1793の1から1793の3まで、1794の1から1794の4まで、字シユルソヲ2395、2397、2398、字スミサレ1868の1、1868の3、1868の4、1869、字トヲノ西1768の1から1768の5まで、1769の1、1769の2、1770から1772まで、1773の1、1773の3から1773の9まで、1776の1、1776の2、1776の4、1776の5、1777の2、1777の3、字奥畑1866の1から1866の6まで、1866の8から1866の15まで、1867の1から1867の3まで、1867の5、1867の7から1867の11まで、1867の14から1867の19まで、字横畑2474の1、2474の2、2475の1、2475の2、2477の1、2477の2、2478の1、2478の2、2479の1、2479の2、2480の1、2480の2、2482の1、2482の2、字横野1743、1747、1748、1750、1752、2399、2400、2402の1から2402の9まで、字西峯1711の1から1711の3まで、1736の1、1736の4、2368、2369、2373、2374の1から2374の3まで、2375、2376、2378、2379、2381、2384から2387まで、2390、2392、2393の1、2393の2、2394、字大ヌタ1861の1から1861の3まで、1863の1、1863の2、1864の1、1864の2、1864の4、1864の5、1865の1、1865の2、2472の1から2472の3まで、2473の1、2473の2、字大谷2488、2489

の１、2489の２、2490の１、2490の２
２　保安林として指定された目的
水源のかん養
３　変更に係る指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
変更しない。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第60号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和７年１月28日

高知県知事　濵田　省司

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高岡郡越知町横畠北字テンガ石3778の１、字テンガ石ノ下3780の１、字黒森3734、字黒森下3733、字黒森神社ノ東3736、字黒森絶頂3202の２、3202の３、字山ノ神3742、3743の１、3743の２、3743の３、3744の１、3744の２、3745、3747の１、3747の２、字上ウド3439、字西イカノウチ3438、字西ウド3781、字西ノイ子ガクボ3739の１、字西兼光3203、3205、3206、字西小越3794、3795、字中ノイ子ガクボ3740の１、3740の２、3741の１、3741の２、字東ノイ子ガクボ3775の１から3775の５まで、3775の７、3775の９、字南エダツエ3802、字南ヲモソラ3784、字南石スルキ3776の１、3776の４、字北エダツエ3803、3804、字北ノイ子ガクボ3737の１、字北黒松畦3441、3442、字北石スルキ3777、字脇差タヲ3729、3730、字脇差タヲ北3731の１、3731の２、3732、鎌井田清助字尻ナシ畝1204から1209まで、1211、1212、1214、1216、1217、1220、横畠北字西小越3793の１
２　保安林として指定された目的
水源のかん養
３　変更に係る指定施業要件
（１）　立木の伐採の方法
変更しない。
（２）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第61号

令和６年11月農林水産省告示第2154号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和７年１月28日

高知県知事　濵田　省司

１　所在不分明の森林所有者
（１）ア　登記簿記載の住所
安芸郡北川村野川235番地
イ　氏名
寺村　信喜
（２）ア　登記簿記載の住所
安芸郡北川村野川215番地
イ　氏名
谷村　君男
（３）ア　登記簿記載の住所
香美市土佐山田町旭町三丁目１番37号
イ　氏名
黒岩　理恵
（４）ア　登記簿記載の住所
高知市井口町115番地
イ　氏名
門脇　耕造
（５）ア　登記簿記載の住所
土佐郡土佐村和田2732地番
イ　氏名
西峰　國夫
（６）ア　登記簿記載の住所
吾川郡吾北村小川樅ノ木山767地番
イ　氏名
岡林　広一
（７）ア　登記簿記載の住所
大阪市港区築港一丁目６番２－245号
イ　氏名
和田　郁生
（８）ア　登記簿記載の住所
吾川郡池川町竹ノ谷1531地番
イ　氏名
山中　松義
（９）ア　登記簿記載の住所
吾川郡池川町竹ノ谷1444地番
イ　氏名
山中　福喜
(10)ア　登記簿記載の住所
吾川郡池川町竹ノ谷1514地番３
イ　氏名
山中　広見
(11)ア　登記簿記載の住所
吾川郡池川町竹ノ谷1514地番
イ　氏名
山中　隆英
(12)ア　登記簿記載の住所
吾川郡池川町竹ノ谷１番屋敷敷下１番戸
イ　氏名
山中　隆英
(13)ア　登記簿記載の住所
吾川郡明治村鎌井田
イ　氏名
武智　寿三郎
(14)ア　登記簿記載の住所
高岡郡大野見村萩中2116番地
イ　氏名
池田　寛
(15)ア　登記簿記載の住所
安芸郡北川村野川166番地
イ　氏名
高松　忠孝
２　保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
（１）　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和40年８月農林省告示第893号
（２）　変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第62号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第１項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

令和７年１月28日

高知県知事　濵田　省司

１　指定する形質変更時要届出区域
高岡郡四万十町榊山町593番１（次の図に示す部分に限る。）
２　土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第１項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

3　規則第31条第２項の基準に適合していない特定有害物質の種類

なし

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部環境対策課に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第63号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和７年１月８日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和７年１月28日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類

公共測量（ＵＡＶレーザ測量）

2　作業期間

令和７年１月20日から同年２月28日まで

3　作業地域

土佐郡大川村大藪地区

高知県告示第64号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和７年１月９日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和７年１月28日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類

公共測量（４級基準点測量、数値地形図データ作成、路線測量）

2　作業期間

令和７年１月14日から同年３月21日まで

3　作業地域

室戸市吉良川町乙

高知県告示第65号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和７年１月14日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和７年１月28日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量）

2　作業期間

令和７年１月15日から同年４月30日まで

3　作業地域

幡多郡黒潮町

高知県告示第66号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和７年１月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第３項の規定により告示する。

令和７年１月28日

高知県知事　濵田　省司

1　作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

2　作業期間

令和７年１月20日から同年３月20日まで

3　作業地域

安芸郡田野町中野